

交通安全普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の安全を確保するため、千葉県交通安全推進協議会及び交通安全協会並びに地域交通安全活動推進委員協議会（以下「推進協議会等」という。）が行う交通安全普及事業に対する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号、以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該推進協議会等に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 千葉県交通安全推進協議会

市民の交通安全について会員相互の施行を結集し、関係機関と連絡協調し適切な対策を推進することによって、市民生活の交通安全向上に寄与することを目的として組織された協議会をいう。

(2) 交通安全協会

交通事故防止事業に協力するとともに、交通の安全と円滑を図るための諸施策を推進し、もって地域社会の福祉増進に寄与することを目的として各警察署管内ごとに組織された協会をいう。

(3) 地域交通安全活動推進委員協議会

道路における適正な車両の駐車及び道路の使用について、住民の理解を深めるための活動を推進するとともに、その地域における交通の安全と円滑を図ることを目的として、公安委員会の委嘱を受けた地域交通安全活動推進委員により組織され、公安委員会の定めた地域ごとに設置された協議会をいう。

(4) 交通安全普及事業

(1)～(3)が行う事業で、次のアからキに掲げるものとする。

- ア 交通安全教育に関するもの
- イ 広報活動に関するもの
- ウ 街頭活動に関するもの
- エ 交通安全講習会、座談会開催に関するもの
- オ 指導員活動に関するもの
- カ 交通安全運動に関するもの
- キ その他交通安全普及に関するもの

(補助事業及び補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条第4号に掲げる事業とし、補助対象経費は、別表1のとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表2のとおりとする。ただし、限度額については、市長が別に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに交通安全普及事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。ただし、ア又はイに掲げるものについてはこの限りでない。
ア 事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる経費の配分の変更であって変更額が補助対象経費の総額の5分の1に満たないもの、又は経費の総額が5万円以内のもの

イ 上記アの範囲内であって事業計画書に定めている事業量に関するもの

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けるものとする。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(交付決定通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、交通安全普及事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、交通安全普及事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業変更計画書
- (2) 収支予算書

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が別に定める期日までに交通安全普及事業実績報告書(様式第4号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業の経過及び成果を証する書類等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、交通安全普及事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、交通安全普及事業補助金交付請求書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 交通安全普及事業補助金額確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、交通安全普及事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第7号)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 交通安全普及事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、交通安全普及事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、交通安全普及事業補助金返還命令書(様式第9号)によるものとする。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な個所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表1（第3条関係）

経費項目	内 訳
報償費	講師への謝礼又は人件費
旅 費	構成員の移動費用
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費（会議や広報活動時におけるお茶代に限るものとし、食事又は飲酒を伴う会合等の食糧費については補助対象経費としないものとする。）、印刷製本費
役務費	通信運搬費（切手代等）、手数料
委託料	啓発物品の製作料
使用料及び賃借料	施設利用料
負担金、補助及び交付金	助成金、負担金、支部交付金

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象団体	補助金交付額
千葉市交通安全推進協議会	補助対象経費のうち、収入を除く額の10分の10
交通安全協会	補助対象経費の50%以内の額
地域交通安全活動推進委員協議会	補助対象経費のうち、収入を除く額の10分の10

交通安全普及事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名 (※)

(連絡先電話番号)

(連絡先電子メールアドレス)

@

年度交通安全普及事業補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金交付規則第3条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の目的及び内容		
補助事業の効果		
申請者の営む主な事業		
交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎		補助金申請額 金 円 算出の基礎 別紙のとおり
交付を受けたい時期		年 月 日
補助事業の	着手年月日	年 月 日
	完了予定年月日	年 月 日
添付書類		1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類

(※) 代表者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住 所
団 体 名
代表者名 様

交通安全普及事業補助金交付決定通知書

年 月 日付申請のあった交通安全普及事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

千葉市長 印

補助金の交付決定額	円
補助金交付予定時期	交付請求書の提出を受けた後
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 補助事業の内容、経費の配分または遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。 ただし、第6条第1項のア又はイに掲げるものについてはこの限りではない。2 補助事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。4 千葉市補助金等交付規則及び交通安全普及事業補助金交付要綱を遵守すること。

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

交通安全普及事業変更（中止・廃止）承認申請書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名（※）

（連絡先電話番号）

（連絡先電子メールアドレス）

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった交通安全普及事業を下記のとおり変更したいので、交通安全普及事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

事業名	
事業変更（中止・廃止）の理由	
添付書類	1 事業変更計画書 2 収支予算書

（※）代表者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日

交通安全普及事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名 (※)

(連絡先電話番号)

(連絡先電子メールアドレス)

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった交通安全普及事業の実績について、千葉市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

補助事業の着手年月日 及び完了年月日	年 月 日 年 月 日
補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
補助事業の経費精算額	円
添 付 書 類	1 収支決算書 2 補助事業の経過及び成果を証する書類等 3 その他市長が必要と認める書類

(※) 代表者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住 所
団 体 名
代表者名 様

交通安全普及事業補助金額確定通知書

年 月 日付交通安全普及事業実績報告書により、 年度交通安全普及事業補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

印

補助金の交付決定額	円
補助事業の経費精算額	円
補助金の確定額	円

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

年 月 日

交通安全普及事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者
住 所

団 体 名
代表者名 (※)
(連絡先電話番号)
(連絡先電子メールアドレス)
@

年 月 日付千葉市達 第 号により確定した補助金の交付について、
千葉市補助金交付規則第16条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	年 月 日交付 円 年 月 日交付 円 計 円
交付請求額	円
添付書類	1 交通安全普及事業補助金額確定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類

(※) 代表者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日

交通安全普及事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

申請者

住 所

団 体 名

代表者名（※）

（連絡先電話番号）

（連絡先電子メールアドレス）

@

年 月 日付千葉市指令 第 号により補助金の交付決定のあった補助金の一括（分割）事前交付を次のとおり受けたいので千葉市補助金交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により請求します。

補助金の交付決定額		円
補助金の既交付額	年 月 日交付	円
	年 月 日交付	円
	計	円
今回の交付請求額		円
添付書類	1 交通安全普及事業補助金交付決定通知書の写し 2 その他市長が必要と認める書類	

（※）代表者本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

住 所
団 体 名
代表者名 様

交通安全普及事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した交通安全普及事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取消したので、千葉市補助金等交付規則第17条第3項において準用する第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長

⑩

補助金の交付決定額	円
取 消 額	円
取消後の交付決定額	円
取消後の理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

住 所
団 体 名
代表者名 様

交通安全普及事業補助金返還命令書

年 月 日付千葉市指令 第 号により通知した交通安全普及事業補助金について、千葉市補助金等交付規則第18条第 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

千葉市長 ⑩

補助金の交付決定額	円
補助金の既交付額	円
補助金の交付確定額	円
返還すべき金額	円
返 還 期 限	年 月 日まで
返還を命ずる理由	
返 還 方 法	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。